

どっこの暴力団は生きている

平成25年10月8日

暴追かわら版

No. 164

公益財団法人青森県暴力追放県民センター
暴力団等の不当要求断固拒否！ 相談電話017-723-8930

全国の暴力団情勢

解散した「九州誠道会」が新団体結成

～ 抗争再燃か！～

特定抗争指定団体である「道仁会」（福岡県久留米市）と「九州誠道会」（福岡県大牟田市）が、改正暴力団対策法による厳しい規制の下、福岡県警に対し

九州誠道会が 「解散届」

道仁会が抗争終結の 「宣誓書」

をそれぞれ提出していた。

しかし、偽装解散のおそれもあり「抗争が終結したとは認められない。」とし、特定抗争指定を9月に3度目の延長を決定し、警戒を続けていた。

10月7日午後、九州誠道会の幹部十数人が熊本県天草市の神社で発足式を行った。改正暴力団対策法では「特定抗争」に指定された暴力団組員が警戒区域内で5人以上集合すると直ちに逮捕できるが、天草市の神社は警戒区域から外れていた。

九州誠道会は

新団体「浪川睦会」

を立ち上げた。

「新団体」のトップや傘下組織は九州誠道会から引き継がれるとみられる。

九州誠道会は、道仁会の会長人事に反発した傘下組織が離脱して2006

年に結成。以降、抗争を続け一般人1人を含む14人が死亡している。

これに対し、道仁会側は新団体の設立を容認しない意向を福岡県警に伝えており、

「抗争の再燃」

が危惧されている。

全 国 の 暴 行 団 体

福岡県警に「新団体設立を容認しない意向を伝える」

～！抗争の再燃～

福岡県警に「新団体設立を容認しない意向を伝える」

福岡県警に「新団体設立を容認しない意向を伝える」

福岡県警に「新団体設立を容認しない意向を伝える」

福岡県警に「新団体設立を容認しない意向を伝える」

福岡県警に「新団体設立を容認しない意向を伝える」

福岡県警に「新団体設立を容認しない意向を伝える」

福岡県警に「新団体設立を容認しない意向を伝える」

福岡県警に「新団体設立を容認しない意向を伝える」

福岡県警に「新団体設立を容認しない意向を伝える」

福岡県警に「新団体設立を容認しない意向を伝える」

福岡県警に「新団体設立を容認しない意向を伝える」

福岡県警に「新団体設立を容認しない意向を伝える」

どっこの暴力団は生きている

暴追かわら版

平成25年10月28日

No. 165

公益財団法人青森県暴力追放県民センター
暴力団等の不当要求断固拒否！ 相談電話017-723-8930

適格団体に認定

暴追かわら版No.151でお知らせしているとおり、改正暴力団対策法が成立し

「適格団体による民事請求（暴力団事務所使用の差止）」
が出来ることとなりました。

これは、暴力団事務所の付近住民が事務所の使用差止訴訟を提起しているが、中には、住民が暴力団から妨害や報復をおそれて、訴訟に至らないケースがある。

そこで、国家公安委員会の認定を受けた適格団体（都道府県暴力追放運動推進センター）が、暴力団事務所の付近住民から委託を受けて、原告として自ら差止請求訴訟を行うことが出来ることとする制度です。

当青森県暴力追放県民センターも諸準備をすすめ、10月4日付で国家公安委員会に認定申請した結果、10月24日付で認定されるに至りました。
（東北で二番目）

前号でお知らせしているように、全国の暴力団情勢は抗争の再燃が危惧されるなどその動向を注視していく必要があります。

青森県においても、過去には一ヶ月間に及ぶ抗争事件が発生しており、今後も注意深く監視していく必要があります。

不穏な動向があった場合は、警察署・当センターにご一報していただくようお願いいたします。

住民に代わり組事務所使用差し止め提起

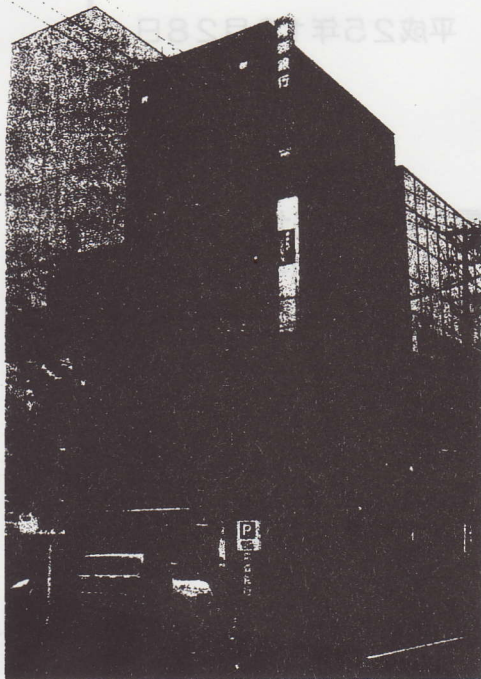
「代理訴訟」可能に

年内にも適格団体認定

青森県暴力追放県民センターが、住民に代わって暴力団組事務所の使用差し止め訴訟を起す、「代理訴訟」を可能にする準備を進めている。訴訟に必要な「適格団体」の認定を得るため、県公安委員会を通じて国家公安委員会に申請した。同センターが訴訟の原告となることで、報復や嫌がらせなどの危険から住民を守るのが狙い。早ければ年内に認定される見通しで、関係者は暴力団排除の機運をさらに高めたい考えだ。

(小嶋嘉文)

青森県暴力追放県民センター



「代理訴訟」へ向けて準備を進めている青森県暴力追放県民センター

11日、青森市の青銀新町ビル

暴力団排除 機運高揚へ

代理訴訟制度は、これまで1月の暴力団排除条例の改正に伴いスタート。適格団体に認定された各都道府県の暴力団センターは、住民から制度利用の申し出があった際、弁護士や警察と組事務所の使用差し止め訴訟が妥当かどうかを検討。周辺住民の同意も得てから裁判に踏み切り、弁護士費用を含む訴訟費用(1件当たり約500万円)を負担する。

ただ、訴訟費用が高額で、資金の確保が課題となっており、全国的には認定の取得が難航している。

県の暴力追放センターは、訴訟費用を確保するため、手持ちの資金を訴訟に充てることのできるように規定を変更。9月までに必要経

費の捻出にめどが立ったため、今月上旬に適格団体の認定を申請した。

同センターの今豊事務理事は「認定を受けることで、住民の安全な暮らしを守る受け入れ態勢ができる」と強調。最近5年間は訴訟に関する相談がないものの、「少しずつ周りを固めていき、暴力団などの反社会勢力の弱体化につなげたい」と

力を込める。県警組織犯罪対策課の太田泰文次長は「暴より安全な社会へ向けている」。

国公委刑発第965号
平成25年10月24日

公益財団法人青森県暴力追放県民センター 殿

国家公安委員会

適格都道府県センターに係る認定通知書

平成25年10月4日付けで申請のあった件については、平成25年10月24日付けで、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条の5第1項の規定をしたので、同法第32条の7の規定に基づき通知する。